

令和3年度第2回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 令和3年(2021年)4月19日(月) 18:00~19:00

場 所 かでる2・7 1070研修室

出席者 別添出席者名簿のとおり

1 開 会

○事務局(夕下主幹)：

定刻よりもやや早いですけれども、皆様お集まりいただきましたので、ただ今から、令和3年度第2回受動喫煙防止対策専門部会を開催いたします。私は、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課主幹の夕下でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まずはじめに、開会にあたりまして、北海道保健福祉部健康安全局長の古郡からご挨拶を申し上げます。

○事務局(古郡局長)：

皆様おばんでございます。北海道保健福祉部健康安全局長の古郡と申します。よろしくお願いいたします。「令和3年度第2回受動喫煙防止対策専門部会」の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、年度替わりの大変お忙しい中、また、コロナ対策の日頃からお忙しい中、お集まりいただきまして、大変どうもありがとうございます。また、皆様には、日頃から本道の保健衛生行政の推進に、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

この専門部会につきましては、本来であれば昨年度開催する予定でありましたけれども、条例に基づきます基本計画の策定に向けた協議を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの対策、これを担当しております保健福祉部が主体的・重点的に取り組む必要がある状況下におきまして、基本計画策定に関する協議が先延ばしになっておりました。大西部会長をはじめ、本日お集まりの皆様にも大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

さて、令和元年度にこの専門部会で協議をいただき、昨年3月に公布されました「北海道受動喫煙防止条例」については、本年4月1日から全面施行となっております。道においては、道内の全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、様々な受動喫煙防止対策を推進してきております。

本日は、条例に規定しております基本計画として位置づけまして、具体的な施策等を盛り込むこととする、仮称でありますけれども、「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の策定に向けた協議をお願いしたいと考えております。推進プランの素案作成に向けて、ご出席の皆様から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（夕下主幹）：

それでは、本日まで出席の皆様をご紹介させていただきます。まず、札幌医科大学医学部の大西部会長でございます。続きまして、北海道歯科医師会の田西委員でございます。続きまして、北海道労働基準協会連合会の佐藤委員でございます。続きまして、北海道医師会の笹本特別委員でございます。続きまして、北海道商工会連合会の中畑総務部長でございます。続きまして、北海道商工会議所連合会の片岡事務局次長でございます。続きまして、北海道生活衛生同業組合連合会の古川事務局長でございます。続きまして、日本たばこ産業(株)北海道支社の大島社会環境推進担当部長でございます。続きまして、北海道がん患者連絡会世話人の松本様でございます。続きまして、北海道教育庁教職員局福利課の井川課長でございます。以上10名の本日まで出席の皆様、よろしくお願いたします。なお、委員のうち北海道市長会の吉澤委員と北海道町村会の山内委員につきましては、ご都合により欠席されておりますことをご報告申し上げます。続いて、事務局職員をご紹介いたします。改めてになりますけれども、保健福祉部健康安全局長の古郡でございます。続きまして、地域保健課がん対策等担当課長の佐藤でございます。続きまして、地域保健課健康づくり系の松野でございます。同じく健康づくり系の清水でございます。

続きまして、本日までお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、令和3年度第2回受動喫煙防止対策専門部会次第の中段以降に、議題に関する資料と参考資料ということで何点かお配りさせていただいておりますので、不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。それでは、ここからの進行につきましては、大西部会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○大西部会長：

札幌医科大学の大西でございます。昨年施行されました「北海道受動喫煙防止条例」におきましては、北海道、道民、事業者、そして関連団体が、それぞれの責務を果たして、受動喫煙ゼロの社会を目指して、協力していくという理念が掲げられているところでございますけれども、条例というのは制定されて終わりというものではなくて、どれくらい実効性を持ってそれぞれの立場で取組みが進められているのかということ、評価指標を設定して目標値を掲げ、定期的にそれを調査・評価をして見直しにつなげていくということが求められていると考えております。その意味で、この専門部会で検討します対策推進プラン（仮称）ですけれども、この計画というのが非常に重要な位置づけになりますので、ぜひ、本日まで出席の皆様から様々な立場のご意見をいただきまして、それを反映することができればという風に考えておりますので、ご協力の程よろしくお願申し上げます。

2 議 題

(1) 報告事項

①令和3年度第1回受動喫煙防止対策専門部会の開催結果について

○大西部会長：

それでは、本日の議題は、次第にありますとおり、報告事項が3つ、協議事項が1つ設定されております。では始めに報告事項といたしまして、①から③まで、事務局から続けて説明をよろしく願いいたします。

○事務局（夕下主幹）：

まずはじめに、報告事項①「令和3年度第1回受動喫煙防止対策専門部会の開催結果」についてご説明をいたします。資料1をご覧くださいと思います。本日の第2回目の専門部会は、お集まりいただく形としては初めての開催となりますけれども、第1回目の専門部会については、書面開催として、委員5名、特別委員1名の計6名で4月上旬に開催させていただいております。議題及び開催結果は、資料1記載のとおりでございますが、本年度の専門部会の委員につきましては、道民の健康づくり推進協議会委員長の指名によりまして、協議会の委員である5名と、協議会の参画団体である北海道医師会から推薦のあった笹本特別委員を加えた計6名としております。

また、条例制定時の協議に特別委員として参画していただいておりますが、協議会メンバー以外の7つの団体・企業に、今回新たに北海道がん患者連絡会を加えた8団体等につきましては、参考資料2のほうに一覧を添付しておりますが、道における協議会等の設置・運営基準というものがございまして、そちらに基づきまして、今回からは出席者個人に対する特別委員としての委嘱は行わないことといたしまして、専門部会の設置要領4に規定する「部会長が必要と認める者」のお立場として、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、ということになりますけれども、これまでと同様に専門部会に参加していただきまして、参考資料2の選定理由にございますとおり、それぞれのお立場から受動喫煙の防止ですとか、分煙環境の整備等に関する積極的なご発言をいただきますよう、よろしく願いいたします。

②北海道受動喫煙防止条例の制定について

○事務局（夕下主幹）：

続きまして、条例の基本計画として位置付ける「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の協議を中心をお願いする予定でありますけれども、報告事項②として、「北海道受動喫煙防止条例の制定」についてまず始めにご説明します。

この条例につきましては、平成30年に改正された健康増進法や道議会における「受動喫

煙ゼロの実現を目指す決議」、さらには、「北海道がん対策六位一体協議会」からの要望等を踏まえまして、令和元年度に、受動喫煙防止対策専門部会における計8回にわたる協議等をいただきまして、令和2年3月31日に公布されております。

条例の概要版でありますけれども、資料2-1をご覧くださいと思います。まずはじめに、条例の「1 目的」についてであります。この条例は受動喫煙の防止に関しまして、基本理念を定め、道・道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項や受動喫煙を防止するための措置を定めることによりまして、防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の増進を図ることを目的としております。

次に、「2 基本理念」についてでありますけれども、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこと、特に20歳未満や妊婦の方に配慮すること、そして国、道、市町村、道民、事業者等が一体となって受動喫煙防止対策を推進することとしております。

次に、「3 責務」についてであります。道、道民等、事業者、関係団体のそれぞれに対し、受動喫煙防止対策の推進等に関する責務を規定してありまして、道民等の責務として、基本理念に則りまして、20歳未満や妊婦の方がいる場所では喫煙しないように努めること、保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないように努めることなどを規定してあります。

次に、「4 道の基本的施策」についてでございますけれども、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進するため基本計画を定めることとしてありまして、この後ご協議をいただく「受動喫煙防止対策推進プラン」は、この基本計画に該当するものとなっております。

この推進プランに記載する道の基本的施策については、5点ございまして、①普及啓発、②学習機会の確保、③市町村及び事業者等の取組の促進、④実施状況の調査、⑤体制の整備となっております。記載内容等については後ほど協議をお願いしたいと考えております。

次に、「5 受動喫煙防止対策」についてであります。改正健康増進法と比較して、道独自の規定については、主に5点ございましてご説明させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、保育所・幼稚園・学校等のいわゆる法律でいう第一種施設につきましては、改正法では、原則敷地内禁煙とされておりまして、法の基準を満たす場合に限り、屋外喫煙場所を設置できるとされています。道条例においては、条例の基本理念に則り、20歳未満の方を受動喫煙から守るため、学校等においては、屋外に喫煙場所を設置できないこととしてあります。

続きまして、2点目としては、事業所や飲食店の屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策についてでありますけれども、例えばコンビニの出入口付近に設置されている吸い殻入れ等について、店舗利用者の通行量などを考慮しまして、受動喫煙を生じさせないように、出入口からなるべく離れた場所に設置するよう配慮する規定を設けてあります。

3点目としては、改正法では、喫煙施設・場所に対する標識の掲示義務はありますが、禁煙施設に対しては法律では何ら規定がないことから、道条例においては、店内全面禁煙の飲

食店と喫茶店に対しまして、禁煙標識の掲示を義務付けております。この規定によって、道内の飲食店等においては、喫煙可能であっても禁煙であっても、何らかの標識が店頭に掲示されることとなっております。

4点目としては、公園等の屋外施設についてであります。改正法では、屋外に関しては特段の規定がありませんが、道条例においては、公園等の屋外に喫煙場所を設置する場合は、喫煙場所を明確に区画すること、喫煙場所であることを記載した標識を掲示することなど、受動喫煙を防止するための措置を講じるよう努める規定を設けております。

最後に5点目としましては、従業員等の受動喫煙防止対策について、改正法では雇用関係にある従業員が対象となっておりますが、道条例では、雇用関係にない親族や派遣職員等を含めまして、事業所に従事する方全員に対し、防止対策を講じるよう努めることとしております。

次に、「6 行政指導」についてでございますが、道条例では、先ほどご説明した「飲食店等の禁煙表示」と「学校等における受動喫煙防止対策」の2つの義務規定がございますことから、行政指導に関する規定を設けまして、該当施設に必要な指導又は助言を行うこととしております。

最後に、「7 施行日」についてであります。この条例は一部の規定を除き、昨年4月1日から施行されておまして、飲食店等の禁煙表示の規定は昨年7月1日から施行、学校等における受動喫煙防止措置の規定は、本年4月1日から施行となり、本年4月1日をもって本条例は全面施行となっております。

③北海道受動喫煙防止条例に係る主な事業について

○事務局（松野専門員）：

続きまして、資料3をご覧ください。報告事項③「北海道受動喫煙防止条例に係る事業」についてご説明いたします。まず令和2年度の実績についてですが、各道立保健所において住民や事業者、市町村などを対象に地域説明会を開催しております。

資料に記載の実績につきましては、受動喫煙防止条例の説明会の単独開催のみならず、その他のイベントでの普及啓発なども実績に含める形としております。新型コロナウイルス感染症の影響等もあったことで実績に地域差が生じておりますが、道内合計で91回の開催となっております。

続いて、ポスター・リーフレット・禁煙ステッカーの配布についてですが、条例の普及啓発にかかるこれらの普及啓発資材を作成し、関係機関や施設等に幅広く配布しております。店内を禁煙としている飲食店及び喫茶店については、先ほど、条例の概要において説明したところですが、禁煙のお店であることが一目でわかるような標識を掲示することと定めたため、道において禁煙ステッカーを作成し、道内すべての飲食店等に配布いたしました。配布先や発送数はこちらに書いてあるとおりですが、禁煙ステッカーについては、各保健所や保健所設置市において、新たに営業許可を受けた店舗に交付をしておまして、3月末で

45,953 枚のステッカーを配布しております。

次のページをご覧ください。道民等へ幅広く受動喫煙の情報を提供することを目的とし、SNS やホームページを活用することとし、「ほっかいどう健康づくりツイッター」及び「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設いたしました。ほっかいどう健康づくりツイッターは受動喫煙の情報のほかにも、食生活や運動、睡眠などの休養、北海道の健康増進計画にかかる内容についての情報発信もしてあわせております。また、北海道受動喫煙防止ポータルサイトは、改正健康増進法や条例の内容と合わせまして、ライフステージや施設区分ごとに情報ページ整理し、関連情報ページのリンクなどを掲載しております。

続きまして、「北海道のきれいな空気の施設」についてです。道では、従前より受動喫煙防止対策を行う飲食店や施設を「おいしい空気の施設」として登録し、社会環境の整備に取り組んでまいりましたが、健康増進法の改正や、飲食店での禁煙を登録要件とした「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」を開始したことに伴いまして、既存事業の見直しを行い、昨年4月に「北海道のきれいな空気の施設登録事業」を開始いたしました。こちらは屋内禁煙に取り組む、飲食店を除く第二種施設を対象に、登録施設へのステッカー交付や登録状況を広く周知する事業となっておりまして、対象の施設や登録状況は次のページに記載してございますが、第二種施設での取組み促進を図ることで、道民の健康の増進に資することを目的としております。従前の事業からの主な変更点は、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、分煙の施設を対象外としたこと、禁煙を要件とした食環境整備事業の「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」との重複をなくすため、飲食店を事業の対象外としたことが主な変更点となっております。登録施設数は、3月末で971件と従前の事業よりも登録数は多くなっております。

最後に、今年度の実施予定についてですが、条例の内容を地域説明会や SNS などを活用して普及啓発するほか、新たに営業許可を受けた飲食店への禁煙ステッカー交付などを引き続き継続してまいります。また、コロナ禍においても学習の機会を確保するために、オンライン研修等に対応した健康教育資材として DVD を作成する予定でございます。こちらの普及啓発資材の内容については、事業者にも専門の見解を踏まえて作成を委託していくほか、本専門部会の皆様からのご意見を頂戴の上、作成していきたいと考えておりますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。私からは以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。ただいま事務局から報告事項①から③までの説明がありましたけれども、本日ご参加の皆様から何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

○佐藤委員：

条例について確認させていただきたいのですが、資料2-1について、「5. 受動喫煙防止対策」の一番下の枠に、改正健康増進法の規定として、「従業員等への受動喫煙防止対策」

がございますが、私の記憶だと、健康増進法では施設の管理権原者等を切り口とした規制があったと承知しておりましたが、従業員や労働者といった規定はあったのかどうか、私は存じ上げていません。ただし、労働安全衛生法では、これに似たような従業員に適切な措置を講ずるよう努めるといった規定があるので、この資料は法律との対比としては納得できませんが、健康増進法との比較としては違うのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事務局（夕下主幹）：

ご質問ありがとうございます。令和元年度にこの条例に関する協議を行いました専門部会の場において、東京や大阪の条例の規定が厳しいということがあり、東京や大阪では飲食店において雇用関係にある方が一人でもいれば、小規模な店舗であっても喫煙は認められず、禁煙か分煙を選択することになります。こうしたこともあり、健康増進法の中では、国に確認しながらですけれども、従業員という規定しかないこともあり、道においては、派遣職員の方や、親族経営の一人親方のようなお店についても、雇用関係にない方も受動喫煙から守る必要があるのではないかとのご議論が当時ございましたことから、道条例では、雇用関係にある方に限らず、従業員等ということで、事業者の責務という形で規定したところ です。

○佐藤委員：

条例の経緯はそのとおりですが、私が当時出席した時の記憶では、たしか北海道生活衛生同業組合連合会の古川事務局長が最初の方の議論の段階で、助成金で支援することが有効であるというご発言があったと思います。その時に労働安全衛生法の引用がなされて、その議論の先で、たしかに労働安全衛生法では、いわゆる従業員、雇用関係にある労働者の受動喫煙防止に努めることとするという規定があって、条例で決めるとすれば労働安全衛生法よりも広い枠で健康を確保できることになるので、そういう意味では、労働安全衛生法でも同じようなことが決められているが、条例でも決めれば、さらに前進するということで意味があるのでしょうかという発言をした記憶があります。その時の議論では、健康増進法では決まっていなくても、同じ国の法律というレベルでは、労働安全衛生法でも似たようなことが決まっていますが、条例で決めることもそれは意味があることですね、といった議論があったような気がします。健康増進法のところで、従業員に対する規定があるかというところの私の記憶がありません。条例の趣旨としてはご説明のあったとおりだと思います。

○事務局（夕下主幹）：

改正健康増進法については、附則も含めて細かい記載になっておりますので、内容を確認し、きちんとした形で後ほどご回答させていただきます。

○佐藤委員：

分かりました。

○大西部会長：

実際にこの取組を進めていく上で認知度、まずは条例について知っていただくということが非常に重要になりますので、この普及啓発の活動というのはぜひ進めていっていただければと思います。そのほか特にないようでしたら、次の協議事項に進めたいと思います。協議事項①「北海道受動喫煙防止対策推進プランの素案(案)の作成に向けた協議」について、事務局からご説明をお願いします。

(2) 協議事項

①北海道受動喫煙防止対策推進プラン(仮称)の素案(案)の作成に向けた協議について

○事務局(夕下主幹)：

協議事項①「北海道受動喫煙防止対策推進プランの素案(案)の作成に向けた協議」についてご説明をさせていただきます。

条例の基本計画に位置付ける「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」についてであります。具体的な施策等を盛り込む基本計画については、条例制定後、速やかに策定する予定としておりましたが、冒頭古郡局長の挨拶にもありましたけれども、昨年度、我々保健福祉部においては、新型コロナウイルス感染症対策に重点的に取り組む必要がある状況下において、策定作業が先延ばしになっていたところでございます。

ただし、条例に規定する基本的施策等については、昨年4月1日から関係条項がすでに施行されておりますので、先ほどご説明しましたとおり、条例の普及啓発等の取組は着実に進めてきているところでございます。

それでは、推進プランの骨子にあたります「受動喫煙防止条例に規定する基本計画」の基本的な考え方について、ご説明します。まずは全体のスキームについてご説明したいと思いますので、資料4-1をご覧ください。仕組みとしましては、北海道健康増進計画(すこやか北海道21)では、喫煙を含む14の領域について、それぞれ道民の健康増進の取組を効果的に推進するための目標や指標を設定しておりまして、喫煙に関しては、受動喫煙を含む5つの目標を定めるとともに、一層のたばこ対策を推進する観点から、付属計画として「たばこ対策推進計画」を策定しており、これまで様々な取組を進めてきているところでございます。現行の「たばこ対策推進計画」については、平成30年度から令和4年度までの5カ年計画となっておりますので、本日参考資料3としてお配りしておりますので、内容は後ほどご確認ください。

条例の基本計画につきましては、条例との整合を図るため、現行のたばこ対策推進計画のうち、受動喫煙の防止に関する分野のみを改訂することといたしまして、既存のたばこ対策

推進計画から抜き出す形で今回の推進プランを策定するというようなイメージをしております。

続きまして、資料4-2をご覧ください。「北海道受動喫煙の防止に関する条例に規定する基本計画」の基本的な考え方についてですが、今後作成する推進プラン（素案）の柱立てとなる項目等を整理したものとなっております。

なお、この「基本的な考え方」につきましては、令和2年1月31日に開催した令和元年度第2回道民の健康づくり推進協議会において協議・決定済みでございまして、道議会に報告済みのものとなっております。

まずはじめに、「1 計画策定の趣旨」についてですけれども、先ほどご説明しましたが、条例の制定に伴い、「北海道健康増進計画」の付属計画でございまして「たばこ対策推進計画」のうち、受動喫煙の防止に関する分野を改訂することとしております。「2 計画の位置付け」と「3 計画期間」につきましては、繰り返しになりますので説明を省略いたします。

続きまして、「4 受動喫煙による健康影響」と「5 本道の現状」につきましては、受動喫煙によってリスクが高まる病気や受動喫煙による健康への影響のほか、本道における喫煙の状況等について、データを交えて明記することとしております。

「6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方」につきましては、条例に規定する基本理念である、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すことなどを明記することとしております。

続いて、「7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策」につきましては、条例に規定する道の基本的施策である普及啓発や学習機会の確保などについて明記することとしておりまして、素案の段階では、それぞれの項目ごとに、具体的な取組の内容を記載していく考えとしております。

続いて、「8 法と連動した受動喫煙防止対策の推進」につきましては、条例は、改正健康増進法の内容を踏まえて制定するものでございまして、法に規定する受動喫煙防止対策と連動した取組を推進することにつきまして、明記することとしております。

「9 その他の取組」については、令和元年度開催の専門部会において議論となりました三次喫煙、いわゆるサードハンドスモークに係る取組等について、明記することとしております。

続いて、「10 数値目標」につきましては、受動喫煙防止対策の推進状況を評価するための目標数値を設定することとしております。

最後に、「11 計画の進行管理と評価」につきましては、道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）において、毎年度、受動喫煙防止対策の進捗状況や数値目標の達成状況の評価等を行うことを明記することとしております。

続きまして、資料4-3をご覧ください。今後のスケジュールについてであります。本日のいただきましたご意見等を踏まえ、事務局の方で推進プラン（素案）の案を作成し、5月に開催予定であります第3回専門部会にご報告をさせていただきます。皆様からご意

見等をいただくこととしております。

第4回専門部会においては、第3回専門部会でいただいたご意見等を踏まえ、部会長と相談の上、必要な修正を行った素案（案）の内容について、再度、皆様にご意見等を伺う予定としております。

こうして作成した推進プランの素案については、道議会への報告、そしてパブリックコメントを実施するなどして、第5回、第6回の専門部会において、推進プラン（案）の作成に関する協議をいただくという形で進めていきたいと考えております。

○大西部会長：

ただいま事務局から説明がありましたが、今後の作業としては、資料4-2にあります基本的な考え方、いわゆる骨子ということになりますけれども、こちらをベースにして、具体的な内容を記載した「素案の（案）」を作成していくこととなります。

本日は、皆様から推進プランの作成に向けたご意見をいただきまして、その内容を踏まえつつ、今後、事務局の方で「素案の（案）」を作成していただきまして、次回（第3回）の部会で実際に「素案の（案）」を見ていただいてご意見を頂戴するというような形で進めて参ります。

それでは、具体的な内容を記載していくことになる主な項目ごとに、ご質問やご意見をお受けしていきたいと思えます。まず、一つ目ですけれども、「7 受動喫煙防止対策に関する具体的な施策」については、（1）から（5）までの5つの項目について具体的な内容を明記することになります。先ほど事務局から条例に関する令和2年度の事業実績、あるいは令和3年度の実施予定についてご説明ありましたが、この項目に関して何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

○各出席者：

（意見なし）

○大西部会長：

基本的にはこの5つの柱に沿った形で次回具体的な内容についてご提起させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

次ですけれども、「9 その他の取組」については、受動喫煙防止対策以外の取組としまして、この専門部会の条例制定時における議論の中で触れたこととございますけれども、受動喫煙（二次喫煙）以外のサードハンドスモーク、三次喫煙とも呼ばれますけれども、その点に関しても、取組をしていかないといけないのではないかというご意見も頂戴いたしまして、その取組についても明記することとしております。この点に関しまして何かご質問等ございますでしょうか。

○各出席者：
(意見なし)

○大西部会長：

喫煙所の清掃に携わる方のような、壁、その他に付着している有害な物質を取り込んでしまうことによる健康障害で、その点も重要ではないかというご意見に基づいてこのサードハンドスモークについても記載をしてはどうかということです。ただ、実際にはいわゆる二次喫煙、副流煙による受動喫煙ということではないので、直接条例に盛り込むことは難しいので、この推進プランのような中に含めてはどうかという議論になった経緯がございます。ここはサードハンドスモークについてという記載になっておりますが、他に記載する予定のことはありましたでしょうか、事務局いかがでしょうか。

○事務局（佐藤課長）：

このほかに、先ほどのような清掃の方の他に、例えば歩きたばこやポイ捨ての禁止に関する規定がございまして、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」、こちらは平成15年に制定しております、こういった普及啓発などに関する記載もしていこうかなと考えております。

○大西部会長：

ありがとうございます。この点についても含めてご意見・ご質問等ございますか。

○各出席者：
(意見なし)

○大西部会長：

よろしいでしょうか。では、この方針でその他の取組についても具体的に記載をしていく案を次回提示させていただきたいと思っております。

次ですけれども、「10 数値目標」については、推進プランを策定するにあたりまして、数値目標を設定し、毎年度、この専門部会において、受動喫煙防止対策の進捗状況等を協議していくこととなりますが、この項目について度意見を頂戴したいと思いますけれども、どのような評価指標が想定できそうか、これに関する調査等が行われているのかという点については事務局いかがでしょうか。

○事務局（佐藤課長）：

通常、国の指標を使いますと、3年ごとや5年ごとというものがありますが、毎年私どもの方で進捗状況を見ていくという観点で、道の方で独自に設けた調査項目で、毎年把握でき

るような調査を行い、数値目標とするよう考えているところでございます。

○大西部会長：

現状値がわからないと目標値の設定ができないということもあると思いますが、いくつかそういった現状を把握するような調査もこれまで行われてきているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（佐藤課長）：

はい。例えばですね、学校等の敷地内の受動喫煙の防止の措置というところに、全数調査をしますと99%が敷地内禁煙となっております。令和元年の段階では98.1%、あと義務規定でございます店内全面禁煙の飲食店等の禁煙表示、こちらの方につきましても令和2年度の調査によりますと81.5%が禁煙表示をしているというような数字がございます。こういったものをきちんと数値目標の中に含めまして確認していこうと考えているところでございます。

○大西部会長：

ありがとうございます。ただいまのご説明も含めまして、皆様からご意見・ご質問等いかがでしょうか。

○各出席者：

（意見なし）

○大西部会長：

よろしいでしょうか。まずは具体的なその数値案等も見ないとなかなかご意見を伺っても難しいとは思いますが、次回案の方を提示させていただきまして、また引き続きご意見をいただければと思っております。

それでは最後に、全体をとおして何かご質問・ご意見等はございますでしょうか。

○各出席者：

（意見なし）

○大西部会長：

今後のスケジュールもなかなか具体的な“何月を目途に”ということは今後のこともあって明記することが難しい状況ですが、このくらいの回数の議論を重ねて、最終的にこの素案を策定していくということになると思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

3 その他

○大西部会長：

では、最後になりますが「3 その他」として、出席者の皆様から全体を通して何かご質問やご意見はよろしいでしょうか。なければ事務局の方から何かございますでしょうか。

○事務局（夕下主幹）：

さきほど佐藤委員からご質問のありました条例の関係ですが、健康増進法の附則第5条のところで、特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の責務が規定されておりまして、業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないとされています。先ほどの資料2-1の条例の概要については、健康増進法では、附則において雇用関係にある方についての規定があり、条例では従業員等という形で、幅広に規定しているという対比表になっております。

○佐藤委員：

分かりました。

○大西部会長：

それではこれで、予定の議事は全て終了しました。スムーズな議事進行にご協力くださり誠にありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

4 閉会

○事務局（夕下主幹）：

大西部会長、ありがとうございました。

本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ、事務局の方で「受動喫煙防止対策推進プランの素案の案」を作成しまして、次回（第3回）の専門部会でご報告させていただきまして、皆様のご意見等を伺いたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料及び議事録につきましては、後日、ホームページで公表いたしますので、ご承知おき願います。それでは以上をもちまして、第2回受動喫煙防止対策専門部会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。